

令和6年度

中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ（小・中・高・特）の手引

香川県教育委員会

中堅養護教諭資質向上研修Ⅱの手引について －ねらいと使い方－

- この手引は、中堅養護教諭資質向上研修Ⅱのねらいや内容・方法等を明らかにして、研修が効果的に行われるよう作成した。
- 中堅養護教諭資質向上研修Ⅱの実施に当たっては、この手引を十分に活用して研修を円滑かつ効果的に進めるために、次のことに留意していただきたい。
 - ・ この手引には、対象教員の評価票案及び実施計画書案の作成、研修の参考例等を示している。
 - ・ 実施計画書案の作成に当たっては、対象教員の能力、適性、学校や地域の実態、児童生徒の実態等に応じた研修内容・研修方法となるように工夫する。

また、香川県教育センター（以下、県教育センターとする。）等における研修の成果が、校内における研修に生かされるように、互いの研修の関連を図るものとする。

 - ・ 年間を通じて、自らの研修課題について継続的に深められるようにするために、校内研修との関連を図り、効果的な研修が推進されるように配慮する。
- この研修の基盤となるのは、研修に取り組む対象教員一人一人の自分自身を啓発しようとする姿勢である。対象教員が自らの資質向上に取り組むことによって、教育専門職として必要な資質・能力の向上が一層図られることが望まれる。

目 次

I	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校中堅養護教諭資質向上研修実施要項	1
II	中堅養護教諭資質向上研修の対象者基準	3
III	中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ（小・中・高・特）の内容	4
IV	評価票案及び実施計画書案の作成について	6
V	中堅養護教諭資質向上研修に係る評価基準	7
VI	中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書等の作成について	9

様式等

(様式1－1)	中堅養護教諭評価票（自己評価用）	10
(様式1－2)	中堅養護教諭評価票(案)（校長評価用）	12
(様式2)	中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)	14
(様式例3－1)	県教育センター等における研修受講記録	16
(様式例3－2)	校内等における研修受講記録	17
(様式4－1)	中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（本人用）	18
(様式4－2)	中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（校長用）	19
[資料1]	中堅養護教諭資質向上研修Ⅱに係る文書等の流れ（市町（学校組合）立小・中学校）	20
[資料2]	中堅養護教諭資質向上研修Ⅱに係る文書等の流れ（県立中学校、附属小・中学校）	21
[資料3]	中堅養護教諭資質向上研修Ⅱに係る文書等の流れ（高等学校、特別支援学校）	22
[資料4]	養護教諭の指標	23
受講に当たっての留意事項		24

I 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校中堅養護教諭資質向上研修実施要項

香川県教育委員会

1 趣旨

この要項は、中堅養護教諭資質向上研修の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

この要項に定める研修は、香川県教員研修計画に基づき、養護教諭の経験に応じて実施する現職研修の一環として、香川県内の公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）における教育に関し相当の経験を有し、児童生徒の養護をつかさどることにおいて（学校教育法37条による）中核的な役割を担う養護教諭（以下「中堅養護教諭」という。）について、その職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とする。

3 実施主体等

- (1) 香川県内の国立及び公立の小学校等の養護教諭に対する中堅養護教諭資質向上研修は、香川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が実施する。
- (2) 市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2条の組合に置かれる教育委員会を含む。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条により、中核市を除く。以下同じ）は、その所管に属する学校の中堅養護教諭について、県教育委員会が実施する中堅養護教諭資質向上研修に協力するものとする。

4 対象者

- (1) 中堅養護教諭資質向上研修の対象者は、原則として、小学校等の在職期間が6年を経過した養護教諭及び10年を経過した養護教諭とする。
- (2) 在職期間は、次の計算方法によるものとする。
 - ① 在職期間は、国立、公立又は私立の小学校等の養護教諭として在職した期間（臨時に採用された期間を除く）を通算した期間とする。
 - ② 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する職に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。
 - ③ 在職期間のうち次に掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算するものとする。
 - ア 国家公務員法（昭和22年法律第120号）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定による休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間
 - イ 国家公務員法又は地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間
 - ウ 地方公務員法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をした期間
 - エ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定により育児休業をした期間
 - オ 私立の小学校等の養護教諭として在職した期間について、ア、ウ又はエの期間に準ずるものとして任命権者が認める期間
 - カ その他の在職期間が除算すべき期間として県教育委員会が定める期間

5 内容

中堅養護教諭は、校内等における研修（6日程度）を受けるとともに、校外において香川県教育センター（以下「県教育センター」という。）等における研修（10日程度）を受けるものとする。

6 年間計画

- (1) 県教育委員会は、中堅養護教諭資質向上研修の実施に関する年間を通した全体的な計画（以下「年間計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 「年間計画」においては、研修の内容の具体的な項目、その実施の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

7 実施計画

- (1) 校長は、県教育委員会が作成する年間計画及び評価を行うための評価基準を踏まえ、対象となる中堅養護教諭の能力、適性等について評価を行い、当該者ごとに評価票案及び実施計画書案を作成し、小学校等を所管する教育委員会に提出するものとする。
- (2) 小学校等を所管する教育委員会は、校長より提出された評価票案及び実施計画書案について、必要な調整を行い、当該者ごとに実施計画を決定し、実施計画書を作成するものとする。
- (3) 校長は、対象となる中堅養護教諭に対し、小学校等を所管する教育委員会が作成した実施計画書に基づき、中堅養護教諭資質向上研修を受けるよう職務上の命令を発する。

8 校内研修体制

- (1) 校長、副校長、教頭、主幹教諭及び指導教諭等は、実施計画書に従い、中堅養護教諭に対して指導及び助言を行うものとする。
- (2) 校長は、中堅養護教諭が校外における研修を受ける間、その業務等が適切に行われるよう配慮するものとする。

9 研修成果の評価及び報告

校長は、研修終了時に、中堅養護教諭の教育活動その他の学校運営への参画等の状況等を基にその能力及び適性を再び評価し、その結果をその後の研修等に活用するとともに、小学校等を所管する教育委員会に報告するものとする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、中堅養護教諭資質向上研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

II 中堅養護教諭資質向上研修の対象者基準（小・中・高・特）

対 象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、在職期間が6年を経過した養護教諭及び10年を経過した養護教諭（以下「中堅養護教諭」という。）
在職期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在職期間は、国立、公立又は私立の学校の養護教諭として在職した期間（臨時に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。 ○ 次の場合は在職期間に通算するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間 ・大学院修学休業をした期間 ・国際機関等に派遣された期間 ・公益法人等に派遣された期間 ・特別選考採用者が他県等で教職（教諭・養護教諭・栄養教諭）に就いていた期間 ・育児短期間勤務をしていた期間
在職期間から除算する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在職期間のうち、次に掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。 <ul style="list-style-type: none"> ・休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間 ・職員団体の役員として専ら従事した期間（地方公務員法第55条の2第1項） ・育児休業をした期間 ・配偶者同行休業をした期間 ・その他在職期間から除算すべき期間として県教育委員会が定める期間
中堅養護教諭資質向上研修の対象から除く者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の者を中堅養護教諭資質向上研修の対象から除くものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・臨時に採用された者 ・他の教育委員会が実施する同等の研修を受けた者 ・教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した者で、任命権者が中堅養護教諭資質向上研修を実施する必要がないと認めた者
受講すべき年度の中堅養護教諭資質向上研修を延期する者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の者は中堅養護教諭資質向上研修の実施を延期するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・受講すべき年度（以下「当該年度」という。）中に、いわゆる産前休暇、産後休暇又は育児休業をとる予定がある者 ・当該年度中に、いわゆる産後休暇又は育児休業が終了する予定の者 ・その他上記に類似する者 ○ 延期された者は、延期された理由が消滅した日が属する年度の翌年度に受講するものとする。

III 中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ（小・中・高・特）の内容

中堅養護教諭資質向上研修実施要項に基づき、次のように中堅養護教諭資質向上研修Ⅱの内容を定める。

1 県教育センター等における研修（4日）

県教育センター等における研修の概要は以下のとおりである。

回	期 日	指標	研 修 内 容	場 所	備 考
	オンライン研修 (オンライン型) 4月～5月		オリエンテーション ※ 計画の立案前に各自で視聴すること	各所属校等	
1	6/11 (火) 9:25～16:25	養 Cc2	研修に向けて 講話・演習「学校における危機管理－学校保健・学校安全を通して－」	県 教 育 センタ－	中堅教諭Ⅱ (小・中)、 中堅栄養Ⅱ と一部合同 高松市共催 (高・特のみ)
		養 Aa2	講話・演習「教育法規Ⅱ（交通法規、個人情報の保護等）」		
2	7/23 (火) 9:25～16:25	養 Bb2	講話・演習「保健管理」	県 教 育 センタ－	新採養護、 中堅養護Ⅰ と合同、 高松市共催
		養 Bc2	講話・演習「児童生徒の抱える健康課題について」		
		養 Bc2	講話・演習「児童生徒・保護者のメンタルヘルスに関する対応」		
3	7/29 (月) 9:25～16:25	養 Cb2	講話・演習「児童虐待防止のためのネットワークづくり」	県 教 育 センタ－	中堅教諭(幼・ こ)、 中堅教諭Ⅱ (小・中)、 中堅栄養Ⅱ と一部合同 高松市共催 (高・特のみ)
		養 Cb2	研究協議「校内・校外における連携の図り方」		
			分科会1 「教諭・養護教諭・栄養教諭の連携」		
		養 Ca2	講話・演習「保健組織活動」		
4	12/25 (水) 9:25～16:25	養 Ca2	研究協議「保健室経営」	県 教 育 センタ－	中堅教諭Ⅱ、 中堅栄養Ⅱと 一部合同 高松市共催 (高・特のみ)
		養 Ca2	公開講演「社会に開かれた教育課程とカリキュラム・マネジメント」		
		養 Ca2	研究協議「カリキュラム・マネジメント」		
		養 Aa2	講話・演習「教育法規Ⅲ（体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止等）」		
		養 Ac2	講話・演習「保健教育のポイント」		
			閉講式		

※ 指標については、資料4を参照する。

※ 研修における事前課題、準備物等については、県教育センターより別途連絡する。

※ 研修日程等に変更がある場合には別途通知する。

(1) 養護教諭の職務に関する研修

健康相談、健康管理、保健室経営、保健教育等について研修を行い、職務の遂行に必要な資質の向上を図る。

(2) 専門的な分野等に関する研修

教育法規（交通法規、個人情報の保護、体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止を含む）、学校保健・学校安全、児童虐待防止等の喫緊の課題について研修を行い、必要な資質を高める。

2 校内等における研修(3日程度)

- (1) 基礎研修 (養護教諭と研究活動)
 - ・ 研究結果の分析の方法
 - ・ 研究のまとめ方
 - ・ 研究論文の作成方法
- (2) 健康の保持増進と健康教育 (健康教育と評価)
 - ・ 職務の特質を生かした指導法
 - ・ 教材、教具の開発と工夫
 - ・ 伝染病の予防と発生時の対応
- (3) 健康相談 (事例研究などから)
 - ・ 健康相談の記録方法
 - ・ 事例研究会の進め方
- (4) 放送大学で学ぶ。(受講科目に関わらず、3日間の研修に位置付ける。)
 - ・ 放送大学のテキストと放送授業(BS放送(テレビ・ラジオ))、インターネット等を利用して、大学の授業を受講する。

放送大学について

(期間) 2024年10月1日～2025年3月31日(学部科目履修生・大学院修士科目生)

(受付) 第1回 2024年6月10日(Web・郵送)～2024年8月31日(入学試験なし)

第2回 2024年9月1日(Web・郵送)～2024年9月10日(入学試験なし)

(費用) テキスト代含む。

区分	入学料	授業料(2単位)
科目履修生(学部)	7,000円	12,000円
修士科目生(大学院)	14,000円	24,000円

※ 費用は個人負担とする。

※ 公立学校共済組合の割引(入学金が半額)及び香川県教職員互助会の選択型福利厚生制度による補助が利用できる。(入学に関しては、科目・選科・全科を問わない)

(学習方法) BS放送やインターネットを通じて、自分の好きな時間に自宅などで授業を視聴して学習をすることができる。

(科目例)

- ・ 学部: 小学校外国語教育教授基礎論、道徳教育論、新時代の生徒指導、教育のためのICT活用、特別支援教育総論など約300科目。特別支援学校教諭免許状、隣接校種、上位の免許状の取得に活用できる。
- ・ 大学院: カリキュラムの理論と実践、教育行政と学校経営、道徳教育の理念と実践、海外の教育改革、教育心理学特論など約70科目。専修免許状の取得に活用できる。

(スケジュール)

- ・ 単位認定試験(学部、大学院: 2025年1月19日～1月23日(記述・併用)
(学部、大学院: 2025年1月19日～1月27日(択一)
※自宅などでWebによる受験
- ・ 成績通知(2025年2月下旬)

(再視聴施設の利用)

- ・ 丸亀市(飯山総合学習センター)、に再視聴施設があり、所定の手続きをすれば、本施設でも授業DVDやCDの視聴ができる。

(問合先)

- ・ 放送大学香川学習センター(高松市幸町1-1: 香川大学幸町北キャンパス内)
[電話] 087-837-9877
[ホームページ] <http://www.ouj.ac.jp> [e-mail] c37-ksc@ouj.ac.jp

IV 評価票案及び実施計画書案の作成について

中堅養護教諭資質向上研修実施要項に基づき、校長は、「中堅養護教諭評価票(案)（校長評価用）」及び「中堅養護教諭資質向上研修II実施計画書(案)」を作成し、所管する教育委員会（県立中学校、高等学校、特別支援学校及び附属学校は県教育センター）に提出する。

1 評価票案について

「中堅養護教諭評価票(案)（校長評価用）」（以下「評価票案」という。（様式1－2））の作成に当たっては、次のことに留意する。

- (1) 「評価票案」の校務分掌等は令和6年4月1日現在のものを記入する。
- (2) 「評価票案」の「評価」欄については、香川県教員等人材育成方針に基づく「素養・資質」、「知識・技能」、「連携・協働」、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICTや情報・教育データの利活用」の各項目についての評価を基準により4段階で記入し、「総合所見」欄については、評価や過去の研修履歴、得意分野として伸ばすべき資質・能力等を考慮して総合的に記述する。
- (3) 小学校及び中学校の校長は、「評価票案」を令和6年5月9日（木）までに所管する教育委員会（県立中学校及び附属小・中学校は県教育センター）に1部提出する。高等学校及び特別支援学校の校長は、令和6年5月23日（木）までに県教育センターに1部提出する。
- (4) 中堅養護教諭は、「中堅養護教諭評価票（自己評価用）」（以下「自己評価票」という。（様式1－1））を校長に提出する。
「自己評価票」は、「評価票案」と同様の各項目について4段階で評価を記入する。また「研修に向けての課題等」の欄については、自己評価の結果や得意分野等を考慮して、研修に向けての課題や目標等について記入する。
- (5) 「評価票案」の作成は、校長の権限と責任において行うべきものであり、評価においては漠然とした印象等ではなく、評価項目ごとにおける具体的な事実に基づき、正確・公正に行うものとする。

2 実施計画書案について

「評価票案」や研修内容に基づいて、「中堅養護教諭資質向上研修II実施計画書(案)」（以下「実施計画書案」という。（様式2））の作成に当たっては、次のことに留意する。

- (1) 「実施計画書案」には、「評価票案」や研修内容に基づいて、個人研修課題を立て、県教育センター等における研修と校内等における研修に分けて、内容等の必要な事項を記入する。
- (2) 県教育センター等における研修の成果が校内等における研修に生かされるよう計画を立てる。
- (3) 「実施計画書案」の作成に当たっては、「（様式2）記入例」を参考にする。
- (4) 「実施計画書案」の作成に当たっては、中堅養護教諭に自己評価を行わせ、中堅養護教諭の意見や希望を参考とすることにより、中堅養護教諭に自らの課題や適性、得意分野等を再認識させ、研修意欲を喚起するとともに、研修計画がより適切なものとなるよう配慮する。
- (5) 小学校及び中学校の校長は、「実施計画書案」を令和6年5月9日（木）までに所管する教育委員会（県立中学校及び附属小・中学校においては県教育センター）に1部提出する。高等学校及び特別支援学校の校長は、令和6年5月23日（木）までに県教育センターに1部提出する。
- (6) 小学校及び中学校を所管する教育委員会は、提出された「実施計画書案」について必要な調整を行い、実施計画を決定し、関係学校長に連絡する。県立中学校、高等学校、特別支援学校及び附属学校については県教育センターがこれを行う。

3 決定した実施計画書について

- (1) 小学校及び中学校の校長は、決定した「実施計画書」を令和6年5月16日（木）までに所管する教育委員会へ3部（県立中学校及び附属小・中学校の校長は県教育センターへ1部）提出する。
- (2) 決定した実施計画については、中堅養護教諭が、自らの課題を明確に認識して研修に取り組むことが望ましいことから、必要に応じて中堅養護教諭に示して説明することも考えられる。

V 中堅養護教諭資質向上研修に係る評価基準

中堅養護教諭資質向上研修実施要項に基づき、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」における発展期の各項目について、以下の4段階の評価基準により評価をする。

- ◆ 各評価項目の評価については、下記の基準によるものとする。

評 価	基 準
4	中堅養護教諭として求められる程度以上に優れている
3	中堅養護教諭として求められる一般的な程度を十分に満たしている
2	中堅養護教諭として求められる最低限の程度を満たしている
1	中堅養護教諭として求められる最低限の程度を満たしていない

- ◆ 校長及び教員としての資質の向上に関する指標

キャリアステージ 目安となる経験年数	基礎期 1年目～6年目	発展期 7年目～20年目		深化期 21年目～
		7年目～20年目	21年目～	
素養・資質	使命感・責任感	教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	他教員の範となるような確たる倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などについて、使命感、責任感を持って助言する。
	コミュニケーション	教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	教育者として信頼される発言や行動ができ、自ら範を示すとともに、コミュニケーション能力を生かして、周囲の関係を調整する。
	自己研鑽	他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返りながら、より効果的な教育活動の実践に取り組むとともに、学校全体を視野に入れた目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
知識・技能	子ども理解	子どもとのかかわりを通して、子どもの発達の段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	子どもに対する豊かな理解と豊富な指導経験を生かし、子どもの個性が發揮できるよう専門的立場からの配慮ができる。
	保健教育	学校保健に関する基本的な知識や技能を身に付けるとともに、学級担任等との連携を生かした効果的な保健教育が実践できる。	学校保健に関する専門的知識や技能をより一層高めるとともに、健康課題解決のための保健教育を実践、評価、改善し、効果的に推進できる。	学校保健に関する自らの実践を広く情報発信するとともに、専門的知識や技能を学校全体の教育活動に生かし、指導的役割を果たすことができる。

知識・技能	生徒指導	子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。	子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向け、関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たすことができる。	子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向けて、さまざまな関係機関等と連携する上で、コーディネーターとしての役割を果たし、チームで対応することができる。
連携・協働	学校づくり	学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	
	参画・運営	保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談しながら、教員集団の中で自ら進んでかかわりを持つ。	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	保護者、地域、関係機関等に対して学校の取組を広報し、校内外における連携を強化し、協働体制づくりにおいてリーダーシップを發揮する。
	危機管理	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身につけ、安全で安心な学校づくりに取り組む。	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対して学校全体で取り組めるよう、他教員に助言し、安全で安心な学校づくりにおいてリーダーシップを發揮する。

特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、対応するために必要となる知識や支援方法を身に付け、学習上・生活上の支援の工夫を行なうことができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行なうとともに、関係教職員、保護者や学校医等と連携しながら組織的に対応することができます。	特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、適切に対応するとともに、他教員への指導や助言、関係機関や専門機関等との連携を積極的に推進することができます。
ICTや情報・教育データの利活用	学校における ICT 活用の意義を理解し、保健教育や保健管理等に ICT を積極的に活用するとともに、子どもの情報活用能力を育成するための実践を行うことができる。	ICT を効果的に活用した保健教育等を行い、保健管理・保健室経営等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るために、情報・教育データを適切に活用することができる。	自らの ICT 活用指導力を高めるとともに、他教員に効果的な活用方法を指導助言することができる。情報・教育データを活用して組織的な課題を明確にし、解決に向けて働きかけることができる。

VI 中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書等の作成について

中堅養護教諭資質向上研修実施要項に基づき、校長は、「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（校長用）」（以下「報告書（校長用）」）という。（様式4－2）を作成し、所管する教育委員会（県立中学校、高等学校、特別支援学校及び附属学校は県教育センター）に提出する。

1 実施報告書の作成について

- (1) 「報告書（校長用）」の「総合所見」欄については、今後の指導や研修に活用できるよう、研修の成果や今後の課題等を「素養・資質」、「知識・技能」、「連携・協働」、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICTや情報・教育データの利活用」の観点を考慮して、総合的に記述する。
- (2) 「報告書（校長用）」の作成に当たっては、研修終了後、校長が再度評価するとともに、中堅養護教諭に自己評価させ、自らの伸びや課題等を再認識することにより、今後の研修意欲を喚起するとともに、「報告書（校長用）」がより適切なものとなるよう配慮する。
- (3) 市町立（学校組合立を含む）小・中学校の校長は所管する教育委員会へ3部、県立中学校、高等学校、特別支援学校及び附属学校の校長は県教育センターへ1部、「報告書（校長用）」を、令和7年2月28日（金）までに提出する。
- (4) 中堅養護教諭が行う自己評価については、「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（本人用）」（以下「報告書（本人用）」）という。（様式4－1）を作成し、校長に提出する。「報告書（本人用）」は、研修の成果や今後の課題等を「素養・資質」、「知識・技能」、「連携・協働」、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICTや情報・教育データの利活用」及び「成果と課題」の各項目について自己評価し、記述する。

2 各研修における研修受講記録の作成について

各研修終了後、中堅養護教諭は、「県教育センター等における研修受講記録」（様式例3－1）及び「校内等における研修受講記録」（様式例3－2）を作成し、校長に提出する。ただし、県教育センターに提出する必要はない。

令和6年度 中堅養護教諭評価票（自己評価用）

校名	学校	職名	養護教諭	フリガナ	
校務分掌等					

以下の基準により4段階で評価し、評価欄に記入してください。

基 準	評 価
中堅養護教諭として求められる程度以上に優れている	4
中堅養護教諭として求められる一般的な程度を十分に満たしている	3
中堅養護教諭として求められる最低限の程度を満たしている	2
中堅養護教諭として求められる最低限の程度を満たしていない	1

観 点		育成指標と発展期に求められる具体的な姿	評 価
A 素養・資質	使命感・責任感	<p>ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。</p> <p>(例)・教育公務員として率先して服務規律を遵守し、綱紀の保持について、校内での意識が高まる雰囲気をつくることができる。</p> <p>・ミドルリーダーとしての自覚を持ち、使命感、責任感を持って、児童生徒の教育に携わるとともに、後輩教員への支援をすることができる。</p>	
	コミュニケーション	<p>教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。</p> <p>(例)・相手の思いや考えをその背景を含めて理解し、状況に応じて、適切な助言やかかわりができる。</p> <p>・教育者としての自覚ある言動を通して、子どもや保護者、同僚及び地域の人々との信頼関係を築くよう努めることができる。</p>	
	自己研鑽	<p>自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。</p> <p>(例)・今日的な教育動向の把握に努め、研修会等で広く情報を収集するなどし、自らの専門性を高めるとともに、学校課題を自らの課題として捉え、改善を図ることができる。</p> <p>・自己の教育実践の目標を定め、学び続ける姿勢を示し、積極的に教育情報を収集したり、課題解決のための具体的な提案をしたりしながら、共に高め合う教員集団づくりに貢献することができる。</p>	
B 知識・技能	子ども理解	<p>子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。</p> <p>(例)・児童生徒相互の好ましい人間関係づくりや、教師と児童生徒との信頼関係づくりに積極的にかかわり、一人一人の児童生徒に心地よい居場所をつくることができる。</p> <p>・児童生徒の健康課題を的確にアセスメントし、個に応じた適切な指導や支援を行うとともに、外部の関係機関とのコーディネート及び支援体制の確立につなげることができる。</p>	
	保健教育	<p>学校保健に関する専門的知識や技能をより一層高めるとともに、健康課題解決のための保健教育を実践、評価、改善し、効果的に推進できる。</p> <p>(例)・学校教育活動全体を通じた学校における健康教育推進の中核的な役割を果たすとともに、学校、家庭や地域への情報発信等を組織的に行い、健康課題の解決に積極的に努めることができる。</p> <p>・保健教育に積極的に参画し、評価を通してより実効性のある学校保健計画等の改善を図ることができる。</p>	
	生徒指導	<p>子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向け、関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たすことができる。</p> <p>(例)・児童生徒の状況の変化を早期に把握し、他の教員や家庭及び関係機関との連携を図りながら、健康課題の解決に向けた適切な支援をすることができる。</p> <p>・校内外の関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たし、計画的、組織的な支援をすることができる。</p>	

観 点		育成指標と発展期に求められる具体的な姿	評 値
C 連携・協働	学校づくり	<p>学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。</p> <p>(例) ・各校の学校教育目標の達成に向けて、自校の特徴と課題を踏まえ、特色ある学校づくりに参画することができる。 ・組織の一員として、課題解決に向けてチームで対応することを意識し、養護教諭としての専門性を發揮することができる。</p>	
	参画・運営	<p>保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。</p> <p>(例) ・保護者や関係機関等との連携の強化に努め、学校保健活動への理解や協が得られるよう、家庭や地域に情報発信することができる。 ・現代的健康課題の解決に向け、協働的な教員集団づくりの中心となって学校保健活動を推進するとともに、後輩教員に的確な助言や支援をすることができる。</p>	
	危機管理	<p>学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。</p> <p>(例) ・学校保健や学校安全の視点から教育活動を円滑に推進するための環境づくりに努めるとともに、リスクの早期発見、早期対応に率先して取り組むことができる。 ・学校保健に関する様々なデータを分析し、緊急時のマニュアルや体制等を改善するとともに、全教職員に共通理解を図り、組織的に事故防止対策に取り組むことができる。</p>	
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		<p>特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校医等と連携しながら組織的に対応することができる。</p> <p>(例) ・障害のある児童生徒や不登校児童生徒等、特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性、気持ち及び困難の背景等を理解するとともに、教育支援に関する情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を推進することができる。 ・関係教職員、保護者や学校医等と連携の強化に努め、個々の課題を解決するために指導や支援の組織的な対応を提案することができる。</p>	
ICTや情報・教育データの利活用		<p>ICTを効果的に活用した保健教育等を行い、健康管理・保健室経営等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。</p> <p>(例) ・ICTを効果的に活用して、保健教育等の授業を行ったり、一人一人の児童生徒の状況を多面的に確認し、生活改善等の支援について養護教諭の立場から積極的に提案したりすることができる。 ・校務の情報化に対応して、効率的に業務を進め、情報を適切に扱うとともに、校内の情報化においてリーダーシップを発揮することができる。</p>	
研修に向けての課題等			
		評価年月日	令和 年 月 日

(様式1-2)

令和6年度 中堅養護教諭評価票(案) (校長評価用)

校名	学校	職名	養護教諭	フリガナ 受講者名	
校務分掌等					

以下の基準により4段階で評価し、評価欄に記入してください。

基 準	評 値
中堅養護教諭等として求められる程度以上に優れている	4
中堅養護教諭等として求められる一般的な程度を十分に満たしている	3
中堅養護教諭等として求められる最低限の程度を満たしている	2
中堅養護教諭等として求められる最低限の程度を満たしていない	1

観 点		育成指標と発展期に求められる具体的な姿	評 値
A 素養・資質	使命感・責任感	<p>ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。</p> <p>(例) ・教育公務員として率先して服務規律を遵守し、綱紀の保持について、校内での意識が高まる雰囲気をつくることができる。 ・ミドルリーダーとしての自覚を持ち、使命感、責任感を持って、児童生徒の教育に携わるとともに、後輩教員への支援をすることができる。</p>	
	コミュニケーション	<p>教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。</p> <p>(例) ・相手の思いや考えをその背景を含めて理解し、状況に応じて、適切な助言やかかわりができる。 ・教育者としての自覚ある言動を通して、子どもや保護者、同僚及び地域の人々との信頼関係を築くよう努めることができる。</p>	
	自己研鑽	<p>自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。</p> <p>(例) ・今日的な教育動向の把握に努め、研修会等で広く情報を収集するなどし、自らの専門性を高めるとともに、学校課題を自らの課題として捉え、改善を図ることができる。 ・自己の教育実践の目標を定め、学び続ける姿勢を示し、積極的に教育情報を収集したり、課題解決のための具体的な提案をしたりしながら、共に高め合う教員集団づくりに貢献することができる。</p>	
B 知識・技能	子ども理解	<p>子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。</p> <p>(例) ・児童生徒相互の好ましい人間関係づくりや、教師と児童生徒との信頼関係づくりに積極的にかかわり、一人一人の児童生徒に心地よい居場所をつくることができる。 ・児童生徒の健康課題を的確にアセスメントし、個に応じた適切な指導や支援を行うとともに、外部の関係機関とのコーディネート及び支援体制の確立につなげることができる。</p>	
	保健教育	<p>学校保健に関する専門的知識や技能をより一層高めるとともに、健康課題解決のための保健教育を実践、評価、改善し、効果的に推進できる。</p> <p>(例) ・学校教育活動全体を通じた学校における健康教育推進の中核的な役割を果たすとともに、学校、家庭や地域への情報発信等を組織的に行い、健康課題の解決に積極的に努めることができる。 ・保健教育に積極的に参画し、評価を通してより実効性のある学校保健計画等の改善を図ることができる。</p>	
	生徒指導	<p>子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向け、関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たすことができる。</p> <p>(例) ・児童生徒の状況の変化を早期に把握し、他の教員や家庭及び関係機関との連携を図りながら、健康課題の解決に向けた適切な支援をすることができる。 ・校内外の関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たし、計画的、組織的な支援をすることができる。</p>	

観 点	育成指標と発展期に求められる具体的な姿					評 値
C 連携・協働	学校づくり	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。 (例)・各校の学校教育目標の達成に向けて、自己の役割を果たし、積極的に学校づくりに参画することができる。 ・課題解決に向けてチームで対応することを意識し、養護教諭の立場から積極的に業務に取り組むことができる。				
		参画・運営 (例)・保護者や関係機関等との連携の強化に努め、学校保健活動への理解や協が得られるよう、家庭や地域に情報発信することができる。 ・現代的健康課題の解決に向け、協働的な教員集団づくりの中心となって学校保健活動を推進するとともに、後輩教員に的確な助言や支援をすることができる。				
	危機管理	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。 (例)・学校保健や学校安全の視点から教育活動を円滑に推進するための環境づくりに努めるとともに、リスクの早期発見、早期対応に率先して取り組むことができる。 ・学校保健に関する様々なデータを分析し、緊急時のマニュアルや体制等を改善するとともに、全教職員に共通理解を図り、組織的に事故防止対策に取り組むことができる。				
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校医等と連携しながら組織的に対応することができる。 (例)・障害のある児童生徒や不登校児童生徒等、特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性、気持ち及び困難の背景等の理解を基に、支援計画を立て、適切な指導や支援をすることができる。 ・関係教職員、保護者や学校医等と連携し、個々の課題を解決するために指導や支援の工夫を図ることができる。				
ICT や情報・教育データの利活用		ICT を効果的に活用した保健教育等を行い、保健管理・保健室経営等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。 (例)・ICT を効果的に活用して、保健教育等の授業を行ったり、一人一人の児童生徒の状況を多面的に確認し、生活改善等の支援をしたりすることができる。 ・校務の情報化に対応して、効率的に業務を進め、情報を適切に扱うことができる。				
総合所見						
評価年月日	令和 年 月 日	評価者	職名	校長	氏名	

(様式2)

令和6年度 中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)

校名 () 学校) 受講者名 ()
校長名 ()

個人研修課題			
月	県教育センター等における研修	校内等における研修	事前課題・提出物等
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11	実施計画書(案)の作成に当たって 実施計画書(案)の作成時に、香川県教育センター オンライン研修サイトにアクセスし、「中堅教諭等、養護教諭、栄養教諭資質向上研修Ⅱオリエンテーション」の動画を視聴してください。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 動画は令和6年4月1日(月)より視聴可能です。 ○ オンライン研修サイトのログインには、閲覧IDとパスワードが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月1日(月)～4月下旬まで 令和5年度用の閲覧IDとパスワードを使用 ・4月下旬以降 令和6年度用の閲覧IDとパスワードを使用 令和6年度の閲覧IDとパスワードの設定、及び閲覧ID等が変更される日時については、4月上旬に香川県教育センターから各学校に送付される文書を参照してください。		
12			
1			
2			
3			

(様式2) 記入例 令和6年度 中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)

校名 (

学校)

受講者名 (○○ ○○

校長名 (○○ ○○

実施計画書案が決定したら、案を取り、実施計画書として提出する。

評価票案等に基づき、中堅養護教諭の意見や希望を参考にしながら決定する。

個人研修課題

効果的な保健室経営について

・保健指導における教材、教具の工夫について

月	県教育センター等における研修	校内等における研修	事前課題・提出物等
4	「III 1 県教育センター等における研修」を基に作成する。(4日) ○オンライン研修「オリエンテーション」受講	「III 2 校内等における研修」を基に作成する。(3日程度)	○自己評価票、実施計画書案の作成・提出(校内) ○評価票案、実施計画書案の提出(市町教委又は県教育センター) ○実施計画の決定 ○課題作成(6月11日集合研修に向けて)
5	○県教育センター主催研修(11日)		
6	○県教育センター主催研修(23日、29日)		○課題作成(7月29日集合研修に向けて)
7		○校内研修(保健指導について)	
8			
9			
10		○校内研修(学校環境衛生活動について)	
11		○校内研修(スクールカウンセラーとの面談)	
12	○県教育センター主催研修(25日)	○校内研修(ICT研修)	○課題作成、「カリキュラム・マネジメント」資料準備(12月25日集合研修に向けて)
1			
2		○校内研修(次年度の保健教育指導計画作成(カリキュラム・マネジメントの視点をもって)	○実施報告書作成・提出(校内) ○実施報告書提出(28日)
3			

(様式例3－1) 中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ 県教育センター等における研修受講記録

校名()		学校)	受講者名()
研修日時	月 日()曜日 :	～ :	研修会場
研修内容			
研修成果及び感想			
研修日時	月 日()曜日 :	～ :	研修会場
研修内容			
研修成果及び感想			

※ 学校独自の様式も可。

(様式例3－2)

中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ 校内等における研修受講記録

校名(

学校) 受講者名(

)

研修日時	研修内容	研修成果及び感想
月 日 () : : :		
月 日 () : : :		
月 日 () : : :		

※ 学校独自の様式也可。

(様式4－1) 令和6年度 中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（本人用）

校名	学校	職名	フリガナ 養護教諭	受講者名
----	----	----	--------------	------

観点		育成指標	報告及び自己評価
A 素養・資質	使命感・責任感	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	
	コミュニケーション	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	
	自己研鑽	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	
B 知識・技能	子ども理解	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	
	保健教育	学校保健に関する専門的知識や技能をより一層高めるとともに、健康課題解決のための保健教育を実践、評価、改善し、効果的に推進できる。	
	生徒指導	子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向け、関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たすことができる。	
C 連携・協働	学校づくり	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	
	参画・運営	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	
	危機管理	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校医等と連携しながら組織的に対応することができる。	
ICTや情報・教育データの利活用		ICTを効果的に活用した保健教育等を行い、保健管理・保健室経営等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	
成果と課題			
	報告年月日	令和 年 月 日	

(様式4－2) 令和6年度 中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（校長用）

校名	学校	職名	フリガナ	
			受講者名	

観 点		育 成 指 標		
A 素養・資質	使命感・責任感	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。		
	コミュニケーション	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。		
	自己研鑽	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。		
B 知識・技能	子ども理解	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。		
	保健教育	学校保健に関する専門的知識や技能をより一層高めるとともに、健康課題解決のための保健教育を実践、評価、改善し、効果的に推進できる。		
	生徒指導	子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向け、関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たすことができる。		
C 連携・協働	学校づくり	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。		
	参画・運営	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。		
	危機管理	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。		
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校医等と連携しながら組織的に対応することができる。		
ICTや情報・教育データの利活用		ICTを効果的に活用した保健教育等を行い、保健管理・保健室経営等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。		
総合所見				
報告年月日	令和 年 月 日	報告者	職名	校長 氏名

[資料1]

令和6年度 中堅養護教諭資質向上研修Ⅱに係る文書等の流れ（市町（学校組合）立小・中学校）

4月下旬	中堅養護教諭資質向上研修Ⅱを受ける者の決定通知						
4月	<p>評価票案、実施計画書案の作成</p> <p>○中堅養護教諭は、校長に次のものを提出する。</p> <table border="1"> <tr> <td>・「中堅養護教諭評価票（自己評価用）」</td> <td>(様式1-1) ※</td> </tr> </table> <p>評価票案、実施計画書案の提出</p> <p>○校長は、所管する教育委員会に、次のものを1部提出する。</p> <table border="1"> <tr> <td>・「中堅養護教諭評価票（案）（校長評価用）」</td> <td>(様式1-2)</td> </tr> <tr> <td>・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書（案）」</td> <td>(様式2)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;"><提出期限：<u>令和6年 5月 9日（木）</u>></p>	・「中堅養護教諭評価票（自己評価用）」	(様式1-1) ※	・「中堅養護教諭評価票（案）（校長評価用）」	(様式1-2)	・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書（案）」	(様式2)
・「中堅養護教諭評価票（自己評価用）」	(様式1-1) ※						
・「中堅養護教諭評価票（案）（校長評価用）」	(様式1-2)						
・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書（案）」	(様式2)						
5月	<p>実施計画の決定</p> <p>○所管する教育委員会は、提出書類を受けて必要な調整を行い、実施計画を決定し、関係学校長に連絡する。</p> <p>実施計画書の提出</p> <p>○校長は、所管する教育委員会に、次のものを3部提出する。</p> <table border="1"> <tr> <td>・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書」</td> <td>(様式2)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;"><提出期限：<u>令和6年 5月16日（木）</u>></p> <p>○市町（学校組合）教育委員会は、教育事務所に2部提出する。</p> <p style="text-align: right;"><提出期限：<u>令和6年 5月23日（木）</u>></p> <p>○教育事務所は、県教育センターに1部提出する。</p> <p style="text-align: right;"><提出期限：<u>令和6年 6月 3日（月）</u>></p>	・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書」	(様式2)				
・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書」	(様式2)						
6月	<p>県教育センター等における研修、校内等における研修</p> <p>○中堅養護教諭は、研修終了後、校長に次のものを提出する。</p> <table border="1"> <tr> <td>・「県教育センター等における研修受講記録」</td> <td>(様式例3-1) ※</td> </tr> <tr> <td>・「校内等における研修受講記録」</td> <td>(様式例3-2) ※</td> </tr> </table>	・「県教育センター等における研修受講記録」	(様式例3-1) ※	・「校内等における研修受講記録」	(様式例3-2) ※		
・「県教育センター等における研修受講記録」	(様式例3-1) ※						
・「校内等における研修受講記録」	(様式例3-2) ※						
2月	<p>実施報告書の作成</p> <p>○中堅養護教諭は、校長に次のものを提出する。</p> <table border="1"> <tr> <td>・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（本人用）」</td> <td>(様式4-1) ※</td> </tr> </table> <p>実施報告書の提出</p> <p>○校長は、所管する教育委員会に、次のものを3部提出する。</p> <table border="1"> <tr> <td>・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（校長用）」</td> <td>(様式4-2)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;"><提出期限：<u>令和7年 2月28日（金）</u>></p> <p>○市町（学校組合）教育委員会は、教育事務所に2部提出する。</p> <p style="text-align: right;"><提出期限：<u>令和7年 3月 7日（金）</u>></p> <p>○教育事務所は、県教育センターに1部提出する。</p> <p style="text-align: right;"><提出期限：<u>令和7年 3月14日（金）</u>></p>	・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（本人用）」	(様式4-1) ※	・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（校長用）」	(様式4-2)		
・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（本人用）」	(様式4-1) ※						
・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（校長用）」	(様式4-2)						

※ （様式1-1）（様式例3-1）（様式例3-2）（様式4-1）については市町（学校組合）教育委員会・教育事務所・県教育センターに提出する必要はない。

- 様式は県教育センターWebサイトからダウンロードできる。

[資料2]

令和6年度 中堅養護教諭資質向上研修Ⅱに係る文書等の流れ（県立中学校、附属小・中学校）

4月下旬	中堅養護教諭資質向上研修Ⅱを受ける者の決定通知						
4月	<p>評価票案、実施計画書案の作成</p> <p>○中堅養護教諭は、校長に次のものを提出する。</p> <table border="1"> <tr> <td>・「中堅養護教諭評価票（自己評価用）」</td> <td>(様式1－1) ※</td> </tr> </table> <p>評価票案、実施計画書案の提出</p> <p>○校長は、県教育センターに、次のものを提出する。</p> <table border="1"> <tr> <td>・「中堅養護教諭評価票(案)（校長評価用）」</td> <td>(様式1－2)</td> </tr> <tr> <td>・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)」</td> <td>(様式2)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;"><提出期限：<u>令和6年 5月 9日（木）</u>></p>	・「中堅養護教諭評価票（自己評価用）」	(様式1－1) ※	・「中堅養護教諭評価票(案)（校長評価用）」	(様式1－2)	・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)」	(様式2)
・「中堅養護教諭評価票（自己評価用）」	(様式1－1) ※						
・「中堅養護教諭評価票(案)（校長評価用）」	(様式1－2)						
・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)」	(様式2)						
5月	<p>実施計画の決定</p> <p>○県教育センターは必要な調整を行い、実施計画を決定し、関係学校長に連絡する。</p> <p>実施計画書の提出</p> <p>○校長は、県教育センターに、次のものを提出する。</p> <table border="1"> <tr> <td>・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書」</td> <td>(様式2)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;"><提出期限：<u>令和6年 5月16日（木）</u>></p>	・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書」	(様式2)				
・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書」	(様式2)						
6月 ～ 2月	<p>県教育センター等における研修、校内等における研修</p> <p>○中堅養護教諭は、研修終了後、校長に次のものを提出する。</p> <table border="1"> <tr> <td>・「県教育センター等における研修受講記録」</td> <td>(様式例3－1) ※</td> </tr> <tr> <td>・「校内等における研修受講記録」</td> <td>(様式例3－2) ※</td> </tr> </table>	・「県教育センター等における研修受講記録」	(様式例3－1) ※	・「校内等における研修受講記録」	(様式例3－2) ※		
・「県教育センター等における研修受講記録」	(様式例3－1) ※						
・「校内等における研修受講記録」	(様式例3－2) ※						
2月 ～ 3月	<p>実施報告書の作成</p> <p>○中堅養護教諭は、研修終了後、校長に次のものを提出する。</p> <table border="1"> <tr> <td>・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（本人用）」</td> <td>(様式4－1) ※</td> </tr> </table> <p>実施報告書の提出</p> <p>○校長は、研修終了後、県教育センターに、次のものを提出する。</p> <table border="1"> <tr> <td>・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（校長用）」</td> <td>(様式4－2)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;"><提出期限：<u>令和7年 2月28日（金）</u>></p>	・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（本人用）」	(様式4－1) ※	・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（校長用）」	(様式4－2)		
・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（本人用）」	(様式4－1) ※						
・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（校長用）」	(様式4－2)						

※ (様式1－1) (様式例3－1) (様式例3－2) (様式4－1) については県教育センターに提出する必要はない。

- 様式は県教育センターWebサイトからダウンロードできる。

[資料3]

令和6年度 中堅養護教諭資質向上研修Ⅱに係る文書等の流れ（高等学校、特別支援学校）

4月下旬	中堅養護教諭資質向上研修Ⅱを受ける者の決定通知
	<p>評価票案、実施計画書案の作成及び提出</p> <p>○中堅養護教諭は、校長に次のものを提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中堅養護教諭評価票（自己評価用）」 (様式1-1) ※
4月	<p>○校長は、県教育センターに次のものを提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中堅養護教諭評価票（案）（校長評価用）」 (様式1-2) ・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書（案）」 (様式2)
5月	<提出期限： <u>令和6年 5月23日（木）</u> >
	<p>実施計画の決定</p> <p>○県教育センターは必要な調整を行い、実施計画を決定し、関係学校長に連絡する。</p>
6月	<p>県教育センター等における研修、校内等における研修</p> <p>○中堅養護教諭は、研修終了後、校長に次のものを提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県教育センター等における研修受講記録」 (様式例3-1) ※ ・「校内等における研修受講記録」 (様式例3-2) ※
7月	
2月	<p>実施報告書の作成</p> <p>○中堅養護教諭は、研修終了後、校長に次のものを提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（本人用）」 (様式4-1) ※
3月	<p>実施報告書の提出</p> <p>○校長は、研修終了後、県教育センターに次のものを提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（校長用）」 (様式4-2)
	<提出期限： <u>令和7年 2月28日（金）</u> >

※ (様式1-1) (様式例3-1) (様式例3-2) (様式4-1) については県教育センターに提出する必要はない。

- 様式は県教育センターWebサイトからダウンロードできる。

[資料4]

養護教諭の指標（「香川県教員等人材育成方針」より）

キャリアステージ 観点		基礎期 1	発展期 2	深化期 3
目安となる経験年数		1年目～6年目	7年目～20年目	21年目～
素養・資質 A	使命感・責任感 a	教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や倫理の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や倫理の保持などを率先して実践する。	他教員の範となるような確たる倫理観に基づき、法規の遵守や倫理の保持などについて、使命感、責任感を持って助言する。
	コミュニケーション b	教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるよう、組織の一員としての社会性を身に付ける。	教育者として自覚を持った発言や行動ができる、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	教育者として信頼される発言や行動ができ、自ら範を示すとともに、コミュニケーション能力を生かして、周囲の関係を調整する。
	自己研鑽 c	他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返りながら、より効果的な教育活動の実践に取り組むとともに、学校全体を視野に入れた目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
知識・技能 B	子ども理解 a	子どもとのかかわりを通して、子どもの発達の段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	子どもに対する豊かな理解と豊富な指導経験を生かし、子どもの個性が發揮できるよう専門的立場からの配慮ができる。
	保健教育 b	学校保健に関する基本的な知識や技能を身に付けるとともに、学級担任等との連携を生かした効果的な保健教育が実践できる。	学校保健に関する専門的知識や技能をより一層高めるとともに、健康課題解決のための保健教育を実践、評価、改善し、効果的に推進できる。	学校保健に関する自らの実践を広く情報発信するとともに、専門的知識や技能を学校全体の教育活動に生かし、指導的役割を果たすことができる。
	生徒指導 c	子どもに自己存在感や自己決定の場を与える、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。	子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向け、関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たすことができる。	子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向けて、さまざまな関係機関等と連携する上で、コーディネーターとしての役割を果たし、チームで対応することができる。
連携・協働 C	学校づくり a	学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	
	参画・運営 b	保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談をしながら、教員集団の中で自ら進んでかかわりを持つ。	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	保護者、地域、関係機関等に対して学校の取組を広報し、校内外における連携を強化し、協働体制づくりにおいてリーダーシップを発揮する。
	危機管理 c	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身につけ、安全で安心な学校づくりに取り組む。	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対して学校全体で取り組めるよう、他教員に助言し、安全で安心な学校づくりにおいてリーダーシップを発揮する。
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応 ア		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、対応するために必要な知識や支援方法を身につけ、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校医等と連携しながら組織的に対応することができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、適切に対応するとともに、他教員への指導や助言、関係機関等との連携を積極的に推進することができる。
ICTや情報・教育データの利活用 イ		学校におけるICT活用の意義を理解し、保健教育や保健管理等にICTを積極的に活用するとともに、子どもの情報活用能力を育成するための実践を行うことができる。	ICTを効果的に活用した保健教育等を行い、保健管理・保健室経営等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るために、情報・教育データを適切に活用することができる。	自らのICT活用指導力を高めるとともに、他教員に効果的な活用方法を指導助言することができる。情報・教育データを活用して組織的な課題を明確にし、解決に向けて働きかけることができる。

受講に当たっての留意事項

1 受講に当たって

- 受講者として、研修にふさわしい身だしなみで参加する。
- 名札（各学校・園で使用しているもの）、筆記用具、必要に応じて指示されたものを持参する。
- 研修開始時刻は午前9時25分（午後1時25分）である。それまでに受付等を済ませておく。
- 受付は午前9時（午後1時）から始める。余裕をもって到着するよう心掛ける。
- 基本的な感染症対策をする（研修中には協議をする場面もあります。マスクの着用については、状況に応じて各自でご判断ください）。
- やむを得ない理由により欠席・遅刻・早退をする場合は、管理職から市町（学校組合）教育委員会に連絡する。

その後、校長名で市町（学校組合）教育委員会教育長、教育事務所長、県教育センター所長あてに欠席等の届をメールで提出する。（あて先は連名表記でよい。また、メールによる提出ができない場合は、郵送または通送でもよい。）

なお、届の様式は、県教育センター Web サイトからダウンロードできる。

香川県教育センター 所 在 地	〒761-8031 香川県高松市郷東町587-1
電 話 番 号	087-813-0941（教職員研修課）
提出先メールアドレス	kyoikucenter@pref.kagawa.lg.jp

2 県教育センターの利用について

- (1) 自動車での来所について
 - 県教育センター建物の南側にある駐車場を利用する。
 - 研修終了後は速やかに車を出庫する。
- (2) 公共交通機関の利用について
 - 県教育センター Web サイトのアクセス案内を参照する。
- (3) その他
 - 冷暖房については、稼働期間、設定温度等を必要最小限としており、適宜換気を行うため、体温調節のための衣類が必要な場合は準備する。
 - 1日研修の際には、業者が昼食（お茶付弁当 500 円）を販売している。

3 緊急時の対応について

- (1) 警報発表時の対応
 - ① 原則として、午前6時30分（午後からの研修の場合は午前10時30分）から研修開始時刻までの間に、県内いずれかの地域（※）に警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・波浪・高潮・大雪）が発表されている場合又は発表されていた場合、オンラインで予定されていた研修を除き、その日の研修を中止する。
※ 全県を対象としない研修（小・中学校の初任者研修及び新規採用養護教諭研修・新規採用栄養教諭研修の地区別研修など）については、当該研修の対象地区内のいずれかの市町又は研修場所が存在する市町とする。
 - ② 訪問指導については、当日、当該学校と協議の上、訪問指導の実施の有無を決定する。
- (2) 地震発生時の対応
 - ① 県内いずれかの地域で震度6以上の地震が発生した場合は、原則として、発生から24時間以内に始まる研修は実施しない。研修中の場合は、直ちに研修を取りやめ、その日の研修は実施しない。
 - ② 県内いずれかの地域で震度5以下の地震が発生した場合は、学校や設置者の災害対応を優先する。その場合は、後日、欠席等の届を提出する。

* いずれの場合も、事後の対応については、別途速やかに連絡する。

受講に当たっての留意事項

1 受講に当たって

- 受講者として、研修にふさわしい身だしなみで参加する。
- 名札（各学校・園で使用しているもの）、筆記用具、必要に応じて指示されたものを持参する。
- 研修開始時刻は午前9時25分（午後1時25分）である。それまでに受付等を済ませておく。
- 受付は午前9時（午後1時）から始める。余裕をもって到着するよう心掛ける。
- 基本的な感染症対策をする（研修中には協議をする場面もあります。マスクの着用については、状況に応じて各自でご判断ください）。
- やむを得ない理由により欠席・遅刻・早退をする場合は、管理職から県教育センターに連絡する。
その後、校長名で県教育センター所長あてに欠席等の届をメールで提出する。（メールによる提出ができない場合は、郵送または通送でもよい。）
なお、届の様式は、県教育センター Web サイトからダウンロードできる。

香川県教育センター 所 在 地	〒761-8031 香川県高松市郷東町587-1
電 話 番 号	087-813-0941（教職員研修課）
提出先メールアドレス	kyoikucenter@pref.kagawa.lg.jp

2 県教育センターの利用について

- (1) 自動車での来所について
 - 県教育センター建物の南側にある駐車場を利用する。
 - 研修終了後は速やかに車を出庫する。
- (2) 公共交通機関の利用について
 - 県教育センター Web サイトのアクセス案内を参照する。
- (3) その他
 - 冷暖房については、稼働期間、設定温度等を必要最小限としており、適宜換気を行うため、体温調節のための衣類が必要な場合は準備する。
 - 1日研修の際には、業者が昼食（お茶付弁当 500 円）を販売している。

3 緊急時の対応について

- (1) 警報発表時の対応
 - ① 原則として、午前6時30分（午後からの研修の場合は午前10時30分）から研修開始時刻までの間に、県内いずれかの地域（※）に警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・波浪・高潮・大雪）が発表されている場合又は発表されていた場合、オンラインで予定されていた研修を除き、その日の研修を中止する。
※ 全県を対象としない研修（小・中学校の初任者研修及び新規採用養護教諭研修・新規採用栄養教諭研修の地区別研修など）については、当該研修の対象地区内のいずれかの市町又は研修場所が存在する市町とする。
 - ② 訪問指導については、当日、当該学校と協議の上、訪問指導の実施の有無を決定する。
- (2) 地震発生時の対応
 - ① 県内いずれかの地域で震度6以上の地震が発生した場合は、原則として、発生から24時間以内に始まる研修は実施しない。研修中の場合は、直ちに研修を取りやめ、その日の研修は実施しない。
 - ② 県内いずれかの地域で震度5以下の地震が発生した場合は、学校や設置者の災害対応を優先する。その場合は、後日、欠席等の届を提出する。

* いずれの場合も、事後の対応については、別途速やかに連絡する。